

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年12月22日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	福岡県	
3. 市区町村名	飯塚市	
4. 届出番号	7	
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.iizuka.lg.jp/jyohokanri/mynumber/dokujiriyous.html	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表第1第5の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号) 第1条	飯塚市重度障がい者寝具乾燥及び洗濯事業実施要綱(平成18年告示第20号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのつとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	飯塚市重度障がい者寝具乾燥及び洗濯事業実施要綱 第1条 この告示は、在宅の <u>重度障がい者</u> に対し、その者が使用する寝具の乾燥及び洗濯を行うことにより、 <u>保健衛生の維持向上</u> を図るとともにその運営に関する必要な事項を定めるものとする。

⑦独自利用事務の関連規範		飯塚市重度障がい者寝具乾燥及び洗濯事業実施要綱
--------------	--	-------------------------

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	飯塚市重度障がい者寝具乾燥及び洗濯事業実施要綱 第4条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	寝具乾燥及び洗濯事業利用申請に係る事実について寝具乾燥及び洗濯事業利用調査票による利用の審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二省令 55 条 項 1 号 口	飯塚市重度障がい者寝具乾燥及び洗濯事業実施要綱 第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。)に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う重度障がい者及び当該障がい者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--